



Washington D.C. Political and Economic Report

Masaharu Takenaka 竹中 正治

ワシントン駐在員事務所 所長

(202)463-0477, mtakenaka@us.mufg.jp

ワシントン情報 (2006 / No.076)

2006年12月12日

米国個人破産件数の減少と債務者保護をめぐる議論

今月 5 日の連邦政府発表によると、会計年度 2006 年の破産申請件数は前年度 37.6%減の 111 万 2,542 件に減少した。過去 1 年間の破産申請件数の減少は 2005 年 10 月に発行した改正破産法の影響を受けたものと考えられるが、こうした影響の是非については意見が分かれる。日本では個人債務者保護のあり方を巡る議論が消費者金融の適用上限金利規制問題を通じて展開したが、米国では債務者保護と契約の履行を巡る議論が破産法改訂問題として展開して来た。上院司法委員会は今月 6 日、改正破産法の施行状況に関する公聴会を開催。ファイナンス業界の利益を代弁する共和党と消費者保護の強化を求める民主党の間の意見が対立した。

【米国個人破産の趨勢と破産法改正の経緯】

1990 年代、米国では個人破産申請件数が趨勢的に増加し、総人口に対する破産比率では日本の約 3 倍近くの高水準に達していた。個人破産の増加傾向を生んでいる理由の一つとして問題視されてきたのは従来の破産法による債務者の「過剰保護」である。破産者の無担保債務を帳消しにする連邦破産法第 7 章の適用基準厳格化を求める声は、金融業界／小売業界を中心に強まっていた。法改正の審議は業界の利益を代弁する共和党と消費者保護の必要性を主張する民主党との間で難航したが、2005 年 4 月には「破産濫用防止／消費者保護法 (BAPCPA : Bankruptcy Abuse Prevention and Consumer Protection Act)」が大統領の署名を得て成立。新破産法は同年 10 月 17 日を以って発効した。

【個人破産件数の大幅な減少】

連邦裁判所行政局が今月 5 日発表した統計報告によると、会計年度 2006 年 (2005 年 10 月 1 日～2006 年 9 月 30 日) の破産申請件数は過去の増加トレンドから一転し、減少となった。企業破産を含む申請件数全体は、過去最高を記録した 2005 年度の 178.3 万件を 37.6%下回る 111.3 万件に減少。これは会計年度 2001 年から 2005 年の 5 年間平均 (約 161 万件) に比較しても 31%減となる低水準で、単に破産法改正を目前とした駆け込み破産の反動として理解できる範囲を超えている。

次項図表 1 は破産申請全体の推移内訳を過去 5 年間に渡って概観したものである。2006 年度の申請件数は第 12 章破産 (自営農家破産保護) を除く全ての内訳で減少している。企業破産についてはこれを 2002 年から続く趨勢的な減少傾向と駆け込み破産の反動の結果と見ることもできなくはないが、個人破産件数は従来の水準を大きく下回る減少を見せている。適用法制別の内訳で見た場合、最も減少が著しかったのは第 7 条破産件数で、前年度比 38.1%の減少。し

かし、第 7 条破産申請の抑制と引き換えに相対的な増加が予想された第 13 条破産申請（限定的な債務免除を通じて債務者の返済再建を促す）も前年度比 36.4%の減少を示している。これら各項目が申請件数全体に占める割合にも大きな変化は見受けられない。

図表 1：米国破産申請件数の推移内訳（括弧内は全体に占める割合を示す）

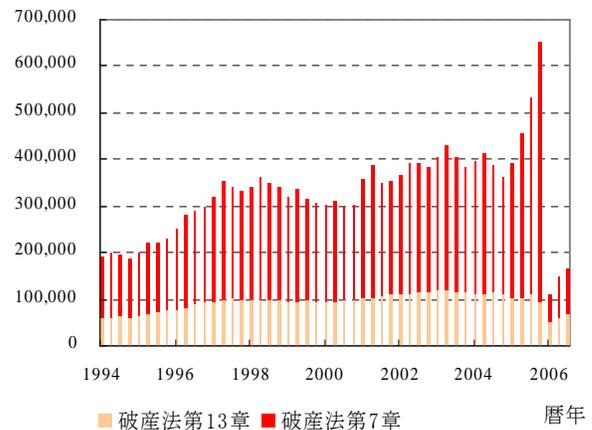
会計年度	全体	企業破産／個人破産の内訳		適用破産法憲章別内訳			
		ビジネス	非ビジネス	第7章破産	第11章破産	第12章破産	第13章破産
2002	1,547,669	39,091 (2.5%)	1,508,578 (97.5%)	1,084,336 (70.1%)	11,669 (0.8%)	322 (0.02%)	451,258 (29.2%)
2003	1,661,996	36,183 (2.2%)	1,625,813 (97.8%)	1,177,292 (70.8%)	10,144 (0.6%)	698 (0.04%)	473,763 (28.5%)
2004	1,618,987	34,817 (2.2%)	1,584,170 (97.8%)	1,153,865 (71.3%)	10,368 (0.6%)	238 (0.01%)	454,412 (28.1%)
2005	1,782,643	34,222 (1.9%)	1,748,421 (98.1%)	1,346,201 (75.5%)	6,637 (0.4%)	364 (0.02%)	429,316 (24.1%)
2006	1,112,542	27,333 (2.5%)	1,085,209 (97.5%)	833,147 (74.9%)	6,003 (0.5%)	376 (0.03%)	272,937 (24.5%)

出典：Administrative Office of the U.S. Courts 統計に基づき当駐在作成

2006 年度破産申請件数の減少は上記の統計で見ても顕著であるが、実際にはこの年次統計数値でさえ上増しされている。改正破産法発行情日の 2005 年 10 月 17 日に先立つ 2 週間に提出された破産申請件数は 60 万件以上と、2005 年第 4 四半期の大半を占めるが、これらの破産申請は会計年度 2006 年に含まれるからである。

四半期ごとの破産申請件数統計で見ると、2005 年 10 月の駆け込み申請とその後の減少がより鮮明となる（図表 2）。件数減の大半は第 7 章破産申請で、こうした統計上の推移は単なる駆け込み破産の反動以上のトレンド変化を示唆するとも考えられるが、改正法施行後の趨勢的な水準を探るにはまだ時期尚早であろう。

図表 2：四半期個人破産申請件数の趨勢（第 7 章および 13 章破産）



出典：U.S. Courts／ABI 統計に基づき当駐在作成

【債務者保護を巡って対立する民主党と共和党】

<従来の個人破産件数の趨勢的増加は債務者過剰保護の産物：共和党>

上院司法委員会は今月 6 日、改正破産法の施行状況に関する公聴会を開催。政府高官や連邦裁判官、大学教授、金融業界代表等の専門家が同公聴会で証言した。Jeff Sessions 小委員会議長（共和）は冒頭、改正破産法は債務救済を本当に必要とする国民に破産保護を認める一方、こうしたケースに該当しない破産法制の濫用防止に効果を挙げていると発言。同法を起案した Chuck Grassley 上院議員（共和）は破産申請件数の激減を法改正の成果と見なし、「破産申請件数の減少は米国の経済成長を促進するに違いない」と述べた。金融業界団体 Financial Services Roundtable の会長兼 CEO Steve Barlett 氏もこれらの発言に同調し、破産申請件数の減少、第 13 章破産申請の相対的な増加、および破産適用前にクレジット・カウンセリングを行



うケースの増加（新法ではこれが破産申請の条件として要求される）に関する統計事実をその証拠に挙げた。

George Mason 大学の Todd Zywicki 教授は、2005 年以前に見られた個人破産の趨勢的な増加と米国の経済的繁栄、記録的な資産残高の増加、低金利、低失業率の並存に言及し、このような変則的な状況は破産システム自身に潜む経済的動機、つまり従来の破産法が債務者の過剰保護を生んでいたことによってしか説明できないと指摘した。同教授はまた、近年の金利の上昇や住宅価格の低迷、クレジット・カード支払額の法定下限引き上げなどを例に挙げ、こうした経済的逆境にかかわらず、過去 8 ヶ月間の個人破産申請件数に目立った増加傾向が見られないのは驚きに値すると発言。従来の個人破産の多くが債務者過剰保護の破産法制によって生じた結果であることを示唆した。Zywicki 教授はまた、今回の破産法改正によって多くの重債務者から破産保護の恩恵が取り上げられるという批判に対し、そのような批判は全く根拠の無い空説であると述べている。

<改訂破産法は債務者保護を掘り崩している：民主党>

民主党議員やリベラルサイドの証言者はこうした共和党サイドの主張を強く批判している。Charles Schumer 上院議員（ニューヨーク）は、旧破産法の濫用問題に配慮を示す一方、改正破産法は既存債務を整理して再出発を必要とする善意の消費者を十分に保護していないと批判。法律は「詐欺行為の被害を受けた債務者ではなく、詐欺行為を行った者を摘発するべきである」と述べ、サブプライム融資規制などを通じて金融詐欺に対する消費者保護を強化する必要性を示唆した。Illinois 大学 Robert Lawless 教授も Zywicki 教授に真っ向から反論し、改正破産法は実際に存在しない「濫用の防止」の名目でファイナンス業者に不平等な利益をもたらした法律であると批判。破産申請の趨勢的な増加の理由として破産システムを責めるのは重病患者の数について病院を責めるのと同じくらい愚かなことであり、今回の改正破産法は重病（重債務）自体に一切対処することなく、病院（破産法廷）を閉めてしまうようなものだと言及した。また、連邦破算法廷 Randall Newsome 裁判長（カリフォルニア州北区）は住宅ローンなどで伸び切った米国家計の「債務バブル」について述べ、近い将来米国が金融危機に直面しても全く不思議ではないと指摘。来るべき金融危機を乗り切るためには、消費者が重債務で身動きができなくなってしまうことのないよう、効率的な破産システムへのアクセスを消費者に確保することが大切であると述べた¹。

米国の実態に照らして、対立する共和党と民主党の見解のどちらが正しいか？ 個人破産の多様な状況に照らせば、おそらく双方の主張にある程度の妥当性がある。「債務者保護」と「契約の自己責任」の関係をどの程度に調整するかは、その社会で許容される価値観に基づく程度の問題であるだけに、安定的な回答を見出すのは実に難しい。

¹ 6 日の公聴会に証言した専門家の多くは破産申請に伴うコストの増大についても述べている。Cliff White 破産回避局長代行によると、資産隠しを行った破産者の債務清算取り消しや、破産問題を扱う弁護士の職務不履行に対する罰金措置などの当局取締件数は、会計年度 2006 年を通じて 5 万 8,000 件（破産申請件数全体の約 5.2%）に達した。法改正に伴う当局取締体制の変化に平行し、破産弁護士の手数料も法改正前から 50～100% の範囲で増加。法改正による提出書類の増加や申請者のクレジット・カウンセリング義務付けに伴い、裁判所に支払う破産申請手続き料金もまた値上げされていると言う。



(担当：前田武史)

(e-mail address : tmaeda@us.mufg.jp)

以下の当行ホームページで過去 20 件のレポートがご覧になれます。

<https://reports.us.bk.mufg.jp/portal/site/menuitem.a896743d8f3a013a2afaace493ca16a0/>

本レポートは信頼できると思われる情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。また特定の取引の勧誘を目的としたものではありません。意見、判断の記述は現時点における当駐在所長の見解に基づくものです。本レポートの提供する情報の利用に関しては、利用者の責任においてご判断願います。また、当資料は著作物であり、著作権法により保護されております。全文または一部を転載する場合は、出所をご明記ください。

本レポートのE-mailによる直接の配信ご希望の場合は、当駐在所長、あるいは担当者にご連絡ください。